

佐渡に残る修験資料 (三)

資料翻刻に当たって

本報告は一昨年度⁽¹⁾、昨年度⁽²⁾に引き続き佐渡に残る修験資料を取り上げる。資料は佐渡相川町史編纂室が収集した修験の文書である。今まで二回の報告でも述べてきたが、筆者の佐渡における研究の目的の一つは、近世期の佐渡の巫女の姿の解明にある。それは明治大学教授だった萩原龍夫先生が書かれた『巫女と仏教史』⁽³⁾の後編を書いてみたいと考えてのことであった。

こうして始めた佐渡における資料収集も、巫女のみを追いかけていたのでは、彼女たちの所属組織の実態がわからず、結局は巫女の解明にもつながらないのでないかと思に至った。そこで研究の中を広げて、昨年度に出した「佐渡に残る修験資料(二)」⁽⁴⁾からは彼女たちの関わっていた修験組織の解明を目指すことにして、佐渡に残る修験資料全体を眺め直すことにした。以上のよう

神田 より子

な経過を経て、昨年度からは巫女とはかかわりのない資料も集め始めた。そしてその第二段が本報告である。

今回は「法中入峯覚帳」「御役所御触覚書」「離旦状差出候菩提寺記録帳」「離旦之旨不承知之菩提寺記録帳」「御入峯歎化覚帳」「熊野山霊王寺常学院宝物記録」「本堂再建有志連名簿」などのほかに、本報告の初めに登場する絵図のような、興味深いものも載せることができた。

佐渡には修験者が数多くいたので、宗教活動だけでは生活が成り立たず、運送業、飯屋、薬屋などの様々な経済活動も行っていたらしいという本間雅彦氏の指摘⁽⁵⁾もある。さまざまな側面から佐渡の修験道組織とそこに所属していた巫女の姿を解き明かすことができれば幸いである。

凡例

- 一 ここに取り上げる資料は、佐渡相川町史編纂室が収集した修験の文書である。
- 二 文書の配列は年代順とし、年代が不明のものは最後に置いた。
- 三 用字は原則として原文のままとした。ただし「佐渡江」は「佐渡え」、「佐渡ゑ」は「佐渡より」、「佐渡ニ而」は「佐渡にて」、「何茂」は「何も」、「然者」は「然は」のように書き直し、「而巳」「歟」「哉」はそのままの字体とした。また原文に「構」「亘」「夏」とあるものは「構」「亘」「事」と改め、また変体仮名も普通の仮名に改めた。
- 四 当て字は原則として改めなかったが、とくに難読のものには正字を（―カ）と傍註した。
- 五 明らかに誤りと思われる部分や疑わしいものは原文のままとし、（ママ）（欠カ）などの傍註をいれた。
- 六 虫喰い、破損部分、難読の部分は相当字数を□で示し、次数不明の場合は「□」で示した。
- 七 敬語のための欠字、改行はすべて一字欠字とした。
- 八 本文には句点はないが、読みくだしやすくするため、適当に句点をいれた。

九 地名・人名・職名など、二箇所以上併記してある場合には中黒丸（・）を打った。

注

- 1 神田より子「佐渡に残る修験資料(一)」『敬和学園大
学研究紀要』第三号 一九九四年 敬和学園大学人文
学部
- 2 神田より子「佐渡に残る修験資料(二)」『敬和学園大
学研究紀要』第四号 一九九五年 敬和学園大学人文
学部
- 3 萩原龍夫『巫女と仏教史』昭和五八年 吉川弘文館
- 4 前掲2に同じ
- 5 畑野町本間雅彦氏のご指摘による

(一) 敬白

当年の儀わ、萬代迄富貴の根元と覚候、其故ハ、去ル寅年大晦日、則寅日なり、あくれハ卯の年の元日、是又卯日なり、御国の大守、元旦の御出座猶卯の刻なり、是朝日の出ることく四方明かにして、夫より辰巳に進みのほらせ給ふの理、益々吉事の始とおもひ侍りにいにしへに 又立帰り あらたなり 四海しすかに 出わ舌

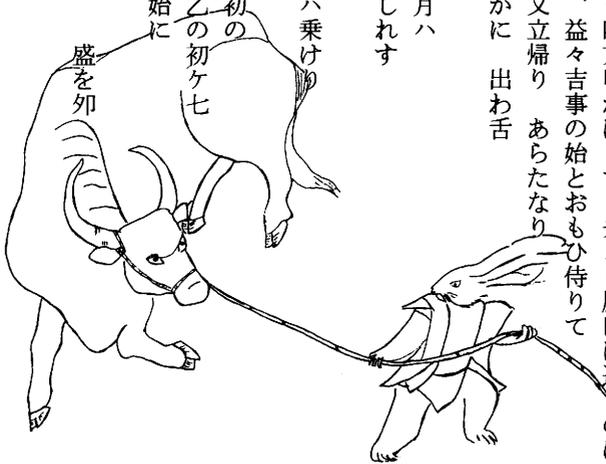
大山にすむ年月ハ

数しれす

丑を見立て

神ハ乗けり

当春正月十日初の
甲子同十一日乙の初ケ七
是諸山大盛の始に
相当り候



盛を卯

子のあり

丑を寅へて

をり辰巳と午わ

とし徳

未申酉

戌と亥ハ金の元

天保二卯年正月十一日

相川大土町

伝之助

(二)

文政五午年
法中入峯覚帳
外二目見え帳
六月
年番役
法教院

文政五午年六月
初入峯三人

法教院代

- 一 龍明院看坊 隆山 年四十一才
- 一 吉祥院看坊 順教 年三十六才
- 一 法光院弟子 智伝 年四十才

文政六未六月

長善院代

初入峯

- 一 歛性院弟子 問受 三十一才
- 一 勝藏院弟子 秀元 二十三才
- 一 万徳院弟子 広道 二十五才
- 一 大光院看坊 榮源 二十九才
- 一 観行院弟子 丸善 十九才
- 一 上光院弟子 正善 廿九才
- 一 光学院弟子 幸善 三十才
- 一 定光院弟子 明元 三十三才
- 一 不動院弟子 文清 二十四才
- 一 威徳院弟子 円寿 (マ)
- 一 源光院弟子 本明 三十五才
- 一 拾老人 舟場赤泊り

<p>文政五年 御役所御觸覚書 十二月十二日 年番役 法教院</p>
--

(横帳)

真鍮錢吹方、先年被差止候処、遠国之内ニハ未夕拂底之場所も有之趣ニ付、猶又此度吹増被仰付候間、猶国々も弥無差支可致通用候

十一月

右之趣可被相觸候

右之通相觸候間、得其意者也

閏正月

奉行所

大行院

法教院

貸金銀・売掛等之出入出訴之節、公事馴候者を同居之親類、或は召仕卜申成し答出、又ハ相手方え得卜懸合も不

進訴出候故、相手死失并欠落もの、或は名前違等毎度有之、其止馳走滞高にて、在方之者相手取候得は、出府路雜用を厭、実は滞之寛全無之者にて、相応ニ濟方致し候を見込、猥ニ出訴致し、其外寛金を愚味貧など之家ニ附込、質地之積り証文取置、又は高利にて貸附候を小作等之名目ニ直候類も問々哉之相聞、近来出訴之儀猥ニ相成、奉行之裏判を軽々敷相心得候段不埒之事ニ候、依之素より同居之親類、召仕は格別、及逆訴候節ニ至り、公事馴ものを代ニ差出候儀決て不致、相手方之者死失、欠落又ハ断絶・名前違等無之候様、相手当人ハ勿論、其村役人等えも得卜進日を合候上可、親類或は召仕之由偽候與、其外不埒之過訴ハ本人ハ勿論、村役人共迄も吟味之上急度可申付候

右之通相觸候間、可得其意者也

午閏正月 奉行所

大行院
法教院

此度東海道関宿、奥州道中佐久山宿外式ケ宿、人馬賃錢割増左之通り可請取旨申渡

去ル丑正月より去巳十二月迄五ケ年之間、猶又当年

正月より来ル戌十二月迄五ケ年之間五割増、関宿去ル丑年二月より、奥州道中当年正月迄中五ケ年之間人馬賃錢都合五割増申付、猶又当年正月より来ル亥十二月迄五ケ年之間五割増

閏正月 奉行所

大行院
法教院

此度奥州道中氏家・大田原両度困窮ニ付、人馬賃錢割増左之通可請取旨申渡

去ル正月より来ル子十二月迄、奥州道中拾ケ年之間人馬賃錢壹割五分増申付、直処猶又当年閏正月より来戌十二月迄五ケ年之間三割増、都合四割五分増

右之割増錢申渡候間、可被得其意候

右之趣可得其意者也

午三月 奉行所

大行院
法教院

右大將様去ル朝日より内府様ト可奉称旨江戸表より被仰下居

右之趣可得其意もの也

午三月 奉行所

大行院

法教院

去月廿八日田沢政次郎、二丸御留守居被仰付、同日跡御役泉本正助被仰付候間、可得其意もの也

午五月 奉行所

大行院

法教院

備金銀返金相滞、金主及公訴奉行追より裁許中渡候上は、右裁許之通可相守筈之処、近來切金員数甚不足ニ指出、又ハ武士方掛り合候家来并寺社・在町方借り方之ものえ、奉行より指紙遣候ても、其節ニ評定所え家来不出義も有之由、不埒之趣相聞候、只今迄切金員数等之儀も其寛成申付方ニ候処、右裁許之逐一より相用、猶不埒之取計有之間敷事ニ候処、老分不埒之事ニ候得共、先只今迄之儀

は不被及御沙法候、向後ハ奉行所ニて敷敷取扱、其上ニも不埒之輩有之候ハ、武士方ハ奉行より老中え申達候筈ニ候間、其節可遂吟味候條、以來急度可相心得候、尤寺社・在町方ハ奉行所ニて急度答可申付候

右之通宝曆九卯年・天明元丑年相觸候処、又々近頃切金員数甚不足ニ指出候も有之由、不埒之事ニ候、弥先達て相觸候趣急度可相心得候、猶此以後不埒之儀有之候ハ、奉行所敷敷取扱候筈ニ候間、以來取之様主人々より急度可申付候、尤寺社并在町方共同様之事ニ候右之通相觸候間、可得其意者也

奉行所

大行院

法教院

土井大炊頭殿御事、当日七日卒去ニ付、鳴物は今十七日より同十九日迄停止、普請ハ不苦候、右之趣可得其意者也

午七月十七日 奉行所

大行院

法教院

水油・絞草ニ相成候葉種、国々より大坂え積送候内、安芸・周防・長門・出雲・因幡・伯耆・石見・美作・隠岐・阿波・大隅・老岐・対馬国にて作立候葉種之分ハ、向後大坂表え積廻候儀は差止候、右は一鉢ニ国数も多候処、大坂表油屋共引請、仕入方不行届義も有之哉ニ相聞候間、撰州兵庫津ニ新規引請問屋一兩軒相立、右国々より廻着之葉種為引請、買注文仕入銀等いたし、勿論直組之義は正道之仕切差出、同州武庫郡西宮灘目兵庫迄之間、水車、人力油稼之者ニ限り買請申付、右絞立候油之分ハ江戸え直積廻、又ハ大坂出油屋積送候とも稼人共勝手次第之旨申渡候、此外之義は諸事只今迄之通相替候義無之ニ付、其段相心得、右拾三ヶ国おいて成丈葉種作増、前責兵庫・津新規問屋え為積登候様可致旨、寅政三亥年七月為觸知置下処、近来諸国種物大坂え通着并出油等も少々直段ニ相障、其外着文之節も相聞候ニ付、此度兵庫葉種問屋并西宮・灘目油え戸直積通問屋共差留、右拾三ヶ国葉種をも大坂直問屋共引請ニ申付、買注文仕入等出精いたし候筈ニ候間、右国々ニおゐても此生葉種作増、大坂問屋え可積送候、其餘ハ前々より觸渡候通、猶々無違失可相守候

七月

水油直段高直にて、諸人難決之事ニ付、従先年亦々觸為知置、猶又寛政九巳年手作手絞之義共相觸候趣等有之処、国々にて弥世之勝手而已ニ拘り、手作絞ニ事寄他之絞種買請、水車或は人力を以手広ニ油稼いたし候者も有之哉ニ候、是迄も相觸候通、手作之外他之絞買請、又は遣用之外餘斗油絞立、勝手ニ売捌候義は勿論、遣用之外餘分之油ハ聊たり共大坂油問屋え相廻し、外え売捌候義決て致間敷候、若相背候ハ急度可申付候

午八月 奉行所

大行院
法教院

当月三日松平和泉守殿老中被仰付候段、江戸表より被仰下候
右之趣可得其意者也

午九月 奉行所

大行院
法教院

此度^(前カ)中山道長寢宿困窮ニ付、人馬賃錢割増左之通可請取
旨申渡

去ル卯正月より子十二月迄十ヶ年之間、人馬賃錢壹割
五分増申付置候処、猶又当午九月より来ル亥年八月迄
中五ヶ年之間三割増、都合四割五分増
右之割増錢申渡候間、可被得其意候

午九月

水油手作後遣用餘分^ノ油之大坂油問屋え可相通候間、当
七月相觸候得共、右之同所出油屋え相通候様可致候、其
外之儀は先達て相觸候通り可心得候、右之通御料は御代
官、私領は領主・地頭より可觸知者也

九月

右之通相觸候間、可得其意者也

午十月

奉行所

大行院

法教院

去巳年九月九日夜、奥州白川本町庄之助借家、旅籠屋甚
左衛門後家もとを殺、金子盜取候躰にて逃去候、下男周助
人相書

一年齡三十歳よりふけ候方ニ相見候

一生国羽州出生之由

一中せいにて瘦候方、鼻高キ方、面躰面長色赤黒く、

瘡瘡之跡有之

一鼻之下横五分程之瘡瘡之寄跡有之

一髪月代共濃キ方にて、月代之内瘡瘡之跡少有之

一目黒眼勝にて出目成方

一前上齒壹枚ねちれ有之、其外齒並揃ひ、言舌早く少

しともり候方

一眉毛細く濃キ方

一耳小キ方

一其節之衣類、青梅紺格子縞単物并浅黄木綿、襦伴を

着花色指帯を

右之通之もの於有之ハ、其所ニ留置、御料は御代官、私
領は領主・地頭え申出、夫より於江戸水野左近將監方え
可申出候、若及見聞候ハ、其段も可申出候、尤家来、又
ものを入念可遂吟味候、隠置脇より相知候ハ、可曲事候

午十月

右之趣可得其意者也

午十一月

奉行所

大行院

法教院

(四)

乍恐書付以奉願上候

本山方修験相川大工町法教院奉申上候、去ル卯年十二月、拙僧願之上地方御役所より御錢百貳拾貫文御拝借仕候処、法中吉田町正善院・六石衛門町教学院・大工町常学院、右三ヶ院より申聞候ハ、いづれも無録困窮にて暮方難渋之折柄ニ候間、何卒右御拝借錢之内分ヶ借仕度旨達て相頼、法中之由ミ相互難渋之院跡ニ付、難忍存一ヶ院え錢貳貫五百文つゝ内々ニ分ヶ貸致遣候、尤年季中返納方引当之義は銘々御拂米売出錢を以上納之積対談之上、大工町先名主九右衛門身元慥成者故相頼、同人口入を以同所米商人市兵衛え右世話方致貫、為後証之同人并役目所え拙僧共四ヶ院、其外証人大福院等連印之一札差入置、年々右対談之趣を以返納仕来申候、然処正善院義如何差心得候哉、四ヶ年以前未年十二月御拂米通ひ御渡之砌より、拙僧并市兵衛へ押隠し、内々当山方修験紙屋町不動院へ同人口入を以大間町忠次郎と申者より、右御拂米引当を以錢借用仕候由、翌申年三月へ至り知及ひ、以之外之義ニ付、内実不動院之承り候処、全く同人義は前書差

引合等之儀存不申、只正善院申口ニ任忠次郎より錢借り出し遣候之間、暫ク差延具可申、我等より右院へ申聞、双方訳立候様可仕旨相頼候ニ付、二三ヶ月も見合罷在候得共、埒明不申、其内申年御拝借返願同人差懸り候ニ付、拙僧より正善院ニ懸合候処、彼是申取合不申候得共、右鉢之訳合御上之御沙汰ニ仕候義僧侶之身奉恐入、追々見合罷在候内、同年極月へ至り、上納錢數御催促有之候ニ付、無拠同院出分拙僧より取替上納仕候、然処同月三日前文不動院・教学院・常学院并此木町和光院・一乘院、宮良町万法院等法用にて出会仕、乍序正善院え前書御上納錢之義并市兵衛方差引之儀共申出、不動院始出会之者一同より得ト訳合中聞候処、漸々納得致、右御物借錢未進は勿論、市兵衛差引共早束替可仕旨及相對候由、則右之趣和へも申聞候ニ付安心仕罷在候処、其後同月廿日頃市兵衛方差引之口入錢拾貫文内渡仕、相残り候分ハ翌西五月迄見合具候様申し候趣ニ付、拙僧取替御納借錢之義は如何仕候哉ニ相尋候処、此分も暫見合具候様達て申之、困窮之拙僧難渋ニは存候得共、外院手入等も御座候事故、差延置候処、其後対談日限へ至り候ても一錢も相立不申、彼是候内酉年御上納錢納方へも差懸り、猶亦市兵衛よりも拙僧方數度催促有之旁ニ付、則正学院へ及

催促候処、其節ニ至市兵衛方差引ハ前書拾貫文ニテ決算相成、其外御拝借錢分ケ借之儀は一尙故無御座趣俄ニ申はぐり、何共利不尽之申方ニ付、在法中并不動院・教学院等より数度利解申吳候得共、是又取用不申候ニ付、既ニ御訴をも可仕奉存候得共、互ニ僧行として及事論候義御仁慮之僧恐入、再三勘弁之上右院師匠材木町大福院快度之右訳申咄、得ト異見差加ヘ器候様致相談候処、同人義悉皆承知之事故殊之外氣之毒之由ニテ、早速利害可申聞旨申上候処、其後快度も申断候事ハ、内借とハ乍申、御拝借返納錢等閑ニ致、并御拂米御通ひ二重之差引ニ引当候段、旁以不容易義ニ付、種々異見差加ヘ候得共、如何心得違ひ候哉一切取合不申、元より我が儘之風質故、常柄我等をも蔑ニ仕居候故、何様申聞候ても取用不申、甚以氣之毒ニハ候得共、手段ニ不及旨申断候故、無是非見合居候折柄、去暮正善院始五ヶ院より御拂米通ひ拙僧へ御渡御座候ニ付、則前書取極之通市兵衛へ世話為致候哉之旨正善院へ懸合、決着仕候迄預り置候心組ニ御座候、折柄右院拙僧方へ相越、右御通ひ可相渡旨申之候ニ付、是迄未進之分決算可致哉ニ相尋候処、最早一錢ニても差引無之旨申募、何とも手段ニ尽果候ニ付、此上ハ御上へ御歎をも可仕存、外院へ相談罷在候内、正善院より御訴

申上御大切之御通ひ、拙僧方へ預り置候段、一応御祭度奉請候てハ奉恐入候ニ付、其段書付を相済御通ひ上納ハ仕候得共、内実前文之趣ニテ私之差引等ニ拘無訳預り候儀ニハ毛頭無御座候、今更拙僧老人之難義ニ相廻り候間、何卒格別之御慈悲を以右之段々被為聞召上、正善院へ御利害被聞被下置、前書御拝借錢中西兩年拙僧取替候分、并市兵衛方差引とも決算致、当戊年分より御拝借分ケ借り返納方同院分直上納ニ仕候義ニ御決済之上被為仰付被下置候様奉願上候、尤加様之儀僧侶之身として御願申上候段恐多奉存候、去々年以来種々心配仕候得共、何分内々ニテは取合不申、左候迎困窮之拙僧損分ニも仕兼、進退当惑仕候ニ付、不得止事御歎申上候間、幾重ニも御憐愍奉仰候、依之先年大工町役目之者并市兵衛方へ差入候一机扣相添奉差上候間、巨細之義ハ右之者へ御尋被下置度、偏ニ奉願上候

文政九年戌年二月

願主大工町

法教印

差添六右衛門町

教学印

同断大工町

(五)

御奉行所
常学印^{マカ}

後弘化四年至嘉永二酉年十月
離且状差出候菩提寺記録帳
本山修験
当酉年袈裟頭
嘉永二年酉十一月
法教院^印

真言宗
離且状差出候寺院記録

一 山ノ神
大乘寺且那

相川

法教院
常学院
正善院
大福院
教学院

ノ五ヶ院

小比叡山蓮花峯寺末

羽茂郡新保村

同所

一 養禪寺且那

持明院

真言宗羽茂本郷

同所

一 弘仁寺且那

万徳院

弘仁寺末瀧平村

同所

一 地藏院且那

不動院

同所上山田村

同所

一 観音寺且那

金剛院

同所庭場村

同所

一 玉蔵坊且那

源光院

同所赤泊村

真浦村

一 延命院且那

教法院

徳和村

是ハ嘉永二酉年七月改 常楽院

国分寺末北方村

武井村

一 明王院且那
右同断

威徳院

北方村

一 円通寺且那

眞護院

是ハ嘉永二酉年六月改

右同末三宮村

同町

一 長徳寺且那

実明院

是ハ弘化四未年十二月改

右同末眞野村

升田村

一 上光院且那

長善院

禅宗中原村本田寺末

徳和村

同所

一 東光寺且那

光学院

是ハ弘化五申年三月改

同宗羽茂本郷大連寺末

小木村

小木町

一 海潮寺且那

明王院

大久保村眞禅寺末

後山村

一 大聖寺且那

大宝院

大久保村

大行院

宮浦村慶宮寺末

ノ式ヶ院

後山村

一 寂光坊且那

中王院

牛込村

卜失馳村

一 保寿寺且那

梅本院

是ハ嘉永三戌年八月改

国分寺末

一 神宮寺且那

本明院

是ハ安政元寅年改

蓮花峯寺末堂田村

龍明院

一 大光寺且那

本学院

是ハ安政四年巳三月

国分寺末北方村

円寿院

一 善竜寺且那

一乘院

(六)

是ハ安政五年午三月

嘉永二年

離且之旨不承知之菩提寺記録帳

西十一月

本山修驗

当酉年袈裟頭

法教院 ㊦

離且之旨不承知之寺院記録

蓮花峯寺末泐手村

同所

一 大光寺且那

本学院

同所

円寿院

ノ二ヶ院

同断椿尾村

同所

大光院

一 玉泉寺且那

同末椿野村

同所

一 養藏院且那

勝藏院

同寺之家

堂釜村

一 梅本坊且那

大聖院

同末大久保村真禪寺之家

後山村

一 大聖院且那

大宝院

大久保村

右寺離且仕候

大行院

ノ式ヶ院

国分寺末北方村

青木村

一 善意寺且那

教法院

円

諸法院

小鳥村

一番院

同末井内村

井内村

一 神宮寺且那

本明院

上新保村

龍明院

ノ式ヶ院

雜太郡宮浦村真言宗

後山村

一 慶宮寺且那

觀行院

源性院

不動院

一 乘院

法道院

普賢院

ノ六ヶ院

同末雜太郡新保村

同所

一 大慶寺且那

万宝院

同断

同所

一 福藏院且那

教学院

同寺之家

宮浦村

一 寂光坊且那

中王院

離且仕候

同断

畑惣村

一 等覺坊且那

福寿院

同断

後山村

一 行泉坊且那

法寿院

同末河崎村

同所

一 福藏院且那

行藏院

真言宗大野村清水寺末

金丸本郷村

一 臨川寺且那

歛性院

同断

大野村

一 来迎寺且那

大宗院

同断

同所

一 樹林寺且那

光学院

同断

一 慈眼寺且那
真言宗長谷寺村
長谷寺末

新惣町

吉禪院

一 慶藏坊且那

坊ヶ浦村

宝藏院

畑本郷村

持明院

畑方村

万福院

ノ三ヶ院

同断

一 返照坊且那

小倉村

正寿院

同

大福院

同

金剛院

同末且馬町村

一 日光寺且那

畑本御村

福正院

真言宗吉井本郷村

水渡田村

一 大聖院且那

大楽院

吉井下町

妙楽院

ノ式ヶ院

右同寺末安養寺村

立野村

一 安養寺且那

法光院

同

仙蔵院

右式ヶ院

同断吉井本郷

吉井上町

一 普門寺且那

光相院

同断

三瀬川村

一 中之坊且那

行徳院

同宗沢根村勇茶羅寺末橋村

- 一 定福寺且那
- 一 同断西五十里村
- 一 吉祥寺且那
- 一 禅宗中原村本田寺末
- 一 投柳寺且那
- 一 同断牛込村
- 一 保寿寺且那
- 右同断
- 一 洞泉寺且那
- 一 禅宗竹田村太運寺末式拾五貫村
- 一 宝昌寺且那
- 一 禅宗河崎村晃照村末瀉上村
- 一 湖鏡庵且那
- 一 真言宗中原村長福寺之家
- 高瀬村
- 宗覚院
- 田中村
- 万宝院
- 当野平村
- 定光院
- 下矢馳村
- 梅本坊
- 下矢馳村
- 光正院
- 三拾貳貫村
- 定光院
- 瀉上村
- 福正院

(七)

- 一 観音寺且那
- 川原田塩屋町
- 千手院
- 八幡村
- 文珠院
- 式ヶ院
- 三十一ヶ寺
- 四十七ヶ院
- 文久三年 小野見村
- 御入峯勸化覚帳
- 雲海山
- 亥六月大吉日 決栄代
- 小田村
- 一金老分^(歩方)式朱
- 是八両家分
- 石名村
- 五郎左衛門
- 忠右衛門
- 弥三郎
- 次郎右衛門
- 一百文
- 大倉村

明治第十一年三月

豎帳

熊野山聖王寺常学院

宝物記録

織田長見

記録

- 一 伝法灌頂教授法二帳 一同三昧戒并後夜作法
- 一同三昧戒頂之囟中回護摩壇囟
- 初後夜場之囟 一 聖如意輪法
- 一 不動明王法 一 愛染明王法
- 一 將軍地藏法 一 將敵毘沙法
- 一 大黒天法 一 弁才天法
- 一 愛宕秘法 一 十一面觀音法
- 一 水天供法 一 聖觀音法
- 一 如来荒神供次第 一 般若菩薩法
- 一 聖天秘法供 一 尊勝法
- 一 刀八毘沙門法 一 土公供作法
- 一 御湯殿精神切紙 一 不動護摩二帖

- 一 修驗護摩 一 胎藏道場觀
- 一 施餓鬼法 一 蘭盆獻供儀
- 一 三宝荒神供 一 柱源神法護摩軌
- 一 神供作法 一 諸真言供養略作法
- 一 古廟移作法 一 卷数鈔
- 一 開眼供養作法 一 理趣分転読作法
- 一 神道灌頂開結 一 大般若經開結
- 法則 法則
- 一 十座那々法則 一 修正法則
- 一 法花八講卷釈 一 灌頂唱礼膳金
- 一 兩宝童子并太神宮啓白
- 一 中山相伝寄加持御府守秘抄
- 一 地鎮支度記 一 天台智者和讃
- 一 護摩專心記 一 寿命經切幣秘印附
- 一 十八道口決三帳 一 土砂加持作法
- 一 祇道神拜作法 一 験者作法
- 一 寄附秘法五帖 一 役行者本地供
- 一 四大明王護摩供 一 六算法次第二帖
- 一 声明集 一 台宗引道印信御法則
- 一 神祇灌頂湯立作法 一 神供問答私記
- 一 玄紗記 一 悉曇灌頂印信

- 一 兩部習合神道
- 一 御正體 御鎮尊 子孫珍襲到今 福袋ノ御世資印度支那日本也
- 一 天台智者最澄伝教兩大師 厨子入
- 一 稻荷大明神御木像并瀬戸物対白抓
- 一 釈迦多宝四菩薩文珠普賢 四大天王不動愛染
- 一 鬼子母神十羅刹女文珠普賢小厨子入
- 一 聖観音・千手観音 厨子入
- 一 薬師如来 厨子入
- 一 新四国編路七十一番讚州弥谷寺移
- 一 四国編路八十番讚州国分寺移
- 一 金銅勝軍地藏尊 守坂上印付尊 守本尊也 小厨子入
- 一 同勝敵毘沙門天
- 一 同宇駕神将 類焼転不見
- 一 大日如来
- 一 土塑三十三所観音弘法大師御作小厨子入
- 一 金泥像聖如意輪観音 小厨子入
- 一 彩色立像聖観世音菩薩 厨子入
- 一 弁才天女御木像 両扉 大黒天 毘沙門
- 一 不動明王尊 立像
- 一 悉達太子誕生佛 金仏
- 一 小缸 御寮尼所持 一口
- 一 方磬 神鏡 三面 一枚
- 一 鎗鍔(鎗ノ鍔) 二筋
- 一 長柄鎗 一本
- 一 弓 一張
- 一 脇差 一腰
- 一 懐劔 清丸公所持 一枚
- 一 茶棗焼香合 開闢 大久保修左衛門所持也 高麗茶師片御宗儀 一口
- 一 聖武天皇 如是 御経切 御震翰
- 一 後柏原天皇御経切 御震翰
- 一 後深草院 和文切 御震翰
- 一 龜山院皇子恒明親王真蹟和歌切
- 一 青蓮院御門主尊円親王御直跡詩色紙
- 一 同 二品尊朝法親王御真蹟歌合切
- 一 同 二品尊応准后御真蹟三名御神号一幅
- 一 同 二品殿尊親王御真蹟詩色紙一枚
- 一 聖護院二品道寛親王御真蹟尺牘一幅
- 一 照高院准三后道澄親王御真蹟色紙一枚
- 一 智恩院二品法王尊光和歌横物 一幅
- 一 竹内殿覚恕法親王歌色紙 一枚
- 一 勸修寺□深親王朗詠詩歌 一幅

- 一 伏見殿貞敦親王 小切
- 一 有栖川中務卿一品織仁親王詠歌 横切
- 一 実相院御門跡義尊親王短冊 一枚
- 一 權中納言正二位水無瀬氏成卿詠草 一幅
- 一 同 氏信卿和歌入又章 一幅
- 一 中山權大納言正二位愛親卿詠歌 横切
- 一 中山中納言栄親卿 懷紙
- 一 小倉大納言正二位実起卿朗詠詩并古歌
- 一 小倉中納言随季卿 色紙
- 一 小倉中納言豊季卿 短冊
- 一 小倉左中将正四位下輔季卿山号額
- 一 上冷泉前權大納言為村卿古歌 横切
- 一 京極權中納言正二位定家卿文章 一幅
- 一 三條西宰相中将正三位延季卿 一幅
- 一 慈光寺正三位実仲卿 法光寺 詠歌
- 一 千種正三位有功卿短冊 一枚
- 一 野宮參議中納言定顯卿 詠歌
- 一 高辻前中納言福長卿 詠歌
- 一 正親町權大納言公通卿 白玉翁 一紙
- 一 桜井三位供季卿 古歌 半切
- 一 六角前參議從二位和通卿詩 立物

- 一 押小路正三位公音卿 梅鶯画
- 一 飛鳥井前大納言推章卿 卷物 一幅
- 一 東園大納言 小短冊 二葉
- 一 武者小路從三位実陰朝臣 色紙
- 一 中院前内大臣通茂公 短冊 一葉
- 一 高辻三位聰長卿 短冊 一葉
- 一 裏松宰相明光卿 短冊 一葉
- 一 皇太后宮太夫 俊成卿 切文
- 一 定法寺殿 応祐 切文
- 一 足利將軍義尚公 小切 一葉
- 一 大天坊覚明 詩色紙 一葉
- 一 松花堂瀧本狸々翁 文入和歌 小切
- 一 註二祖円仁・慈覚大師紺紙金泥御経切
- 一 天台座主良源慈恵大師茶色紙金泥御経切
- 一 鳥羽僧正覚融御経切 一葉
- 一 宝鑑 普門品切文 細軸
- 一 笠置貞慶解脱上人御経切
- 一 大徳寺一休宗純 懷紙切
- 一 前建寺伯篤叟恵洪 達磨賛共 一幅
- 一 建仁寺月舟素桂細文 松陰硯銘僧也
- 一 暁月 文入狂歌 一幅

- 一 相国寺大典篤中禪師 二幅共詩
 一 東福寺無為翁画賛 豎物
 一 ~~觀世音~~觀智山大善寺 名号 一枚
 一 伝法長興玖宗 横物 一葉
 一 木食一弓 文入和歌 同
 一 蓮萊山主光禪雪鳳 立文 一幅
 一 洞山五世狂雪坊雪堂 横物 同
 一 無禪丹崖 立物 同
 一 大峯五鬼童義雄 懷紙 一葉
 一 智積院權僧正泊如運敵 小切 一葉
 一 西来両高禪師 天女号 一幅
 一 曹洞宗 月洞禪師 横物
 一 弥陀三尊来迎画 信靈筆 一幅
 一 如意輪觀音天台両大師附画像 同
 一 羅刹女 古法眼元信筆 一幅
 一 渡宗天神画賛 狩野安信筆 一幅
 一 聖觀世音普門細字象像 一幅
 一 觀世音宝号普門品字象 釈義光筆 一幅
 一 三社御神詠詠歌 一幅
 一 柳柳觀世音画像 狩野心甫齊筆 一對
 一 秋葉山神号額 中郎将菅原道長筆
- 一 至聖孔子文宣王画 狩野家 一幅
 一 蕪東波堂中来馬画 狩野守信筆 一幅
 一 定替随波 各号 同
 一 文殊菩薩像 靈嘉筆 一葉
 一 正觀世音墨画 管長幹々筆 一幅
 一 般若十六善神画 晚飲筆 一幅
 一 光明皇后紺紙金泥御経切 一葉
 一 東崖 御経切 同
 一 小野篁 御経切 同
 一 吉備大臣 詩文小切 同
 一 菅函相 紺神金泥御経切 同
 一 大職官藤大臣鎌足公白紙金泥 八景圖等 蓮如上人 御名号 一葉
 一 遊行五十三世尊如 御名号 同
 一 空也寺雲也春雅画賛 一幅
 一 南山前寺坊弘範 豎物 同
 一 朱拙無用道人 同 同
 一 在中斬 横物 同
 一 松月 豎物 一幅
 一 加州大乘寺愚禪 同 同
 一 紫野大徳寺春沢 横物 同

- 一 同 清岩 宗謂 同
- 一 同 大梁 宗欣 同
- 一 同 玉室 豎物 同
- 一 同 弧峯 同
- 一 同 境水 橫物 同
- 一 同 金粟子碓坊画賛 豎物 同
- 一 高家中将信復米翁筆 一葉
- 一 御老中植村駿河守源家長筆 一幅
- 一 越前少将源慶永 一行豎物 同
- 一 加州御先代犬千代丸 文章横切 同
- 一 山本勘助入道孫同名勘三郎 長額面
- 一 梅嶺源鼎卿 大字二文字 一對
- 一 近藤峨眉正信 半切 一幅
- 一 井坂一声篆書 豎物 同
- 一 伊藤仁斉 小切
- 一 同 長鳳 同
- 一 同 蘭嶮 豎物
- 一 醉首斉幹大年 二行物 一幅
- 一 白川越中守 かな文階息 一幅
- 一 尾形光琳 秋七草 一葉
- 一 長谷川等伯 同

- 一 法橋心海 山水 一葉
- 一 瀑布登鯉図 狩野家筆 一幅
- 一 雉子雛抱図 狩野常信筆 一幅
- 一 梅閑梅 川柳亭 彦賛 一幅
- 一 芭蕉翁 茸狩画賛 一幅
- 一 破墨了之牛梅枝画 蕉翁賛 同
- 一 三社御託 鴨斉 一幅
- 一 普間禅師画詩 一枚
- 一 芝園月江 二行物 一幅
- 一 五山松溪 小切詩文 一幅
- 一 同 鳳谷 一葉
- 一 同 王雪園 一幅
- 一 同 荷注舟 一幅
- 一 趙子昂愛馬画 同
- 一 織田信長公御息 同
- 一 細川兵部太夫藤孝朝臣 横物 同
- 一 筑後守新井白石 細物 同
- 一 明人 桃源画 一幅
- 一 三十六歌詠仙卷物 効尤筆 一軸
- 一 同 頓章 因果居士筆 同
- 一 物我卿徂徠尺牘郎額

- 一 太宰純 二行物 一幅
- 一 越前守狩野古法眼元信布袋和尚 堅物
- 一 平相国平清盛 紺神金泥御経切
- 一 中将法尼 龜冨有殊御経切文
- 一 伝教大師 名心解脱 御経切文
- 一 解脱上人 同
- 一 伏見院御母公 かな文
- 一 時頼朝臣 朗詠詩切
- 一 三條殿 短冊
- 一 天満少法橋重英 声明切文
- 一 御祈禱曼荼羅 日蓮大士 一幅
- 一 詠歌色紙 同 一幅
- 一 六字名号火中出現祐天僧正 一幅
- 一 東本願寺開山親鸞聖人名号 同
- 一 二楽斬雅康 歌一首
- 一 僧祇法印 連歌切文
- 一 庭田殿重保 短冊
- 一 熊野那智山御臨幸大絵図 二幅
- 極彩色廿一紋絵二幅ナレトモ、当院先祖青音尼ト申者、当時水金町遊女ノ根本ナリ、其元ハ上相川茶屋町ト云処ニ於テ遊女町立始ル、子孫ニ至ル迄其後ヲ
- 思ヒテ当院ヨリ二幅ノ内一幅水金町へ別ツ者ナリ
- 一 観心十界大絵図 右同断十六枚組 二幅
- 一 藕絲涅槃像 東福寺非殿司筆 一幅
- 当院宝物之内何レモ有名ナル品ナレトモ、取分ケ涅槃像之画ハ、南都東福寺兆殿司ト申者大道和尚ノ弟子ニシテ、諱ハ明兆字ハ吉山ナリ、凡ソ画絵ニ奇妙アル事記ニ辺アラス、先ツ龍ヲ画ニ天ニ飛ヒ、不動ヲカキテハ火炎生シ、或時龍ヲ画スニ未タ其生身ノ形ヲ見ス、願クハ仏生身ノ形ヲ見セシメ玉ヘト持念スルニ、思園地ノ水漲リ上リ生身ノ大龍目前ニ出現ス、其形ヲ写シ合天井ニ画ク、兆殿司滅後ニ画龍飛出天ニ登ルト云、抑モ当院ノ宝物涅槃像ハ、正ニ藕絲ナリ、応永十五戊子年兆殿司五十七歳ニシテ画ス、正ニ書物有之候ヘトモ、卅年前出火之節焼出セリ、兆殿司ノ画ハ一生ノ繪具神感ヲ得テ荷山ノ北ヨリ出ル、今繪具谷ト云涅槃像ハ、多ク軸ヲ附ルナリ、本朝無双ノ画ナレハ、世ニ名高シ、是ニ略ス、中将姫ノ織タモモノト伝フ
- 一 天名山之図 一幅
- 一 大乗妙法華經 一大幅感母点若理趣分
- 一 仁王般若經 一修驗勤行要集證母点

- 一 經經大師略法花經
- 一 佛頂尊勝陀羅尼
- 一 藥師如來功德經
- 一 延命地藏經
- 一 父母恩重經
- 一 諸經秘鍵
- 一 却温神咒經
- 一 真言通常集
- 一 神道八部大祓
- 一 天台法曼流四帖
- 一 最勝王經
- 一 法花要品
- 一 高王觀音經
- 一 天台三大部法花經 法華經 妙法蓮華經摩訶止觀升六冊
- 一 法花經直談鈔
- 一 金胎曼荼羅鈔
- 一 合類大因緣集
- 一 二十五菩薩別撰鼓吹
- 一 翻訳名義集
- 一 引導便家
- 一 大路大三重
- 一 大隨求從羅尼
- 一 六字神咒陀羅尼
- 一 弁才天功德經
- 一 阿弥陀經小經
- 一 血盆經
- 一 普門品訓読
- 一 神祇講式
- 一 理趣經二本
- 一 金毘羅天經
- 一 不動秘密陀羅尼
- 一 真言普通藏
- 一 當麻曼荼羅述記共四冊
- 一 悉曇三密鈔
- 一 護法論
- 一 天名小止觀
- 一 神鍵文林
- 一 涅槃講式
- 一 法事讚記
- 一 觀念法見聞
- 一 般若心經疏
- 一 十三佛緣起
- 一 觀念法聞
- 一 本朝読往生伝
- 一 修驗指南鈔
- 一 破邪見聞各鈔
- 一 行者靈驗記
- 一 行者御遺徳伝
- 一 信長記
- 一 朗詠集
- 一 御成敗式目
- 一 古文真宝
- 一 同字記指南鈔
- 一 三部仮名鈔
- 一 天名法界次第
- 一 法花安心
- 一 法事見聞上中下
- 一 往生礼讚記
- 一 珠数功德經鈔
- 一 破戒往生章
- 一 諷誦記
- 一 法花宗略名目
- 一 阿弥陀經釈
- 一 三国伝記
- 一 無常用集
- 一 般若心經鈔
- 一 下学集
- 一 六論衍記
- 一 医学正伝
- 一 印判秘訣集

- 一 后言鈔
- 一 天大雜書
- 一 唐詩選
- 一 十體千字文
- 一 論語古註疏
- 一 古易察術伝
- 一 大学經典餘師
- 一 職原鈔支類
- 一 和字便覽
- 一 和歌集
- 一 雲上明覽
- 一 伊呂波引
- 一 心ノ鬼
- 一 高野大師行狀記
- 一 無縁引導集
- 一 無縁慈悲集
- 一 諸経序集
- 一 三道私曲弁論
- 一 日蓮禁断記
- 一 古状揃大本
- 一 袞観鈔
- 一 泰平年表
- 一 梅花心易
- 一 古文真宝後集
- 一 増補書簡大成
- 一 統詩諱碎全
- 一 大字
- 一 童子教
- 一 四季部類
- 一 龍田詣
- 一 一六十六部縁起
- 一 四書字引
- 一 六鳥集
- 一 沙石集
- 一 消息詞
- 一 千字文石摺
- 一 相川誌

- 一 佐渡名処記
 - 一 諸神勸請
 - 一 七観音口決
 - 一 卷数鈔技
 - 一 書言故事
 - 一 説法歌集
 - 一 三體詩
 - 一 日本名家筆跡
 - 一 天台八教大意
 - 一 西谷名目鈔
 - 一 大経直談要註
 - 一 婦命本願鈔疏註
 - 一 修驗広記卷物
 - 一 西要鈔
 - 一 佐渡風土記
 - 一 峯中根元記
 - 一 三社託宣鈔
 - 一 諸尊種子
 - 一 葛城雜記
 - 一 新刻草子
 - 一 神風記
- (九)
- 御管下佐渡国雜太郎相川大工町元天台宗修驗常学院、
 寺跡復旧之儀別紙之通御廳へ出願仕度旨申出候ニ付、取
- 諸聖教類并書籍略之二
 天名宗教導職大補
 權大僧都 織田長見
 一百餘経

調候処事実相違無之候間、願之通御許可ニ相成度、依及副願候也

明治十四年八月十二日

天台宗管長

權大教正大相寛宝

新潟縣令 永山盛輝殿

廢院復旧願

新潟縣下佐渡国雜太郡相川大工町十九番地

天台宗 元修驗

常学院

右院儀、開基応永元年、往処不詳、中興慶長三戌年創立、往古ヨリ代々天台宗修驗ニテ信仰旦徒アルヲ以テ連綿候処、明治元辰年十二月中廢院被仰付候得共、堂宇・本尊・什具共其儘他院エ転改モ遺憾ニ不堪ヲ以、修理ヲ加エ、現今迄信仰者保護アリ候処、明治五年九月御達并明治十二年九月九日内務省乙第五十七号之御布達ニ基キ、院号再興仕度、依テ地所及ヒ永統維持法方ハ別紙之通り御座候條、何卒院号復旧被仰付度、信徒惣代連署ヲ以テ此段奉願上候也

明治十四年八月廿日

元常学院婦旦惣代

同所三十九番地

村田 彦平 判

同

同所八十六番地

清水 紋平 判

同

同所四十七番地

衣沢 庫吉 判

同

同所治助町三十六番地

金子 甚平 判

同縣下同国同郡相川四丁目五番地

天台宗教導取締

禅誓寺住職

本間 実順 判

新潟縣令永山盛輝殿

前書願出之趣相違無之候也

明治十四年八月廿日

戸長 吉田 弥吉 判

奉差上保証書之事

新潟縣下佐渡国雜太郡相川大工町拾九番地

天台宗元修験

常学院

右者此度院跡復旧之儀奉願候ニ付テハ、其筋エ御稟議之上弥以テ再興御聞届ニ相成候ニ於テハ、堂宇建物修繕は素ヨリ、佛具・代器保存年内ノ院費ニ至ル迄私共限悉皆引受、永統維持イタシ、他旦ハ勿論檀徒ト雖トモ、強募勸財ケ間敷挙動不仕候、此段惣代連印ヲ以テ保証致シ、別紙敷地建物図面及ヒ所有地調書相添奉差上候也

明治十四年八月廿日

元常学院婦旦惣代

同所三十九番地

村田 彦平

判

同

同所八十六番地

清水 紋平

判

同

同所四十七番地

衣沢 庫吉

判

同

同所治助町三十六番地

金子 甚平

判

新潟縣令 永山盛輝殿

前書之趣相違無之候也

明治十四年八月廿日

戸長 吉田 弥吉

判

元常学院所有地調

佐渡国雜太郡相川大工町六拾六番

一宅地 百拾八坪四勺

此地価金拾八円八拾八錢六厘

一資堂金 百円也 信仰婦旦一同ヨリ積金之分

是ハ慶応二寅年三月同町六十壱番地高田平五郎方へ

預ケ置、利子ヲ以テ院費ニ充ツ

右之通相違無之候也

明治十四年八月廿日

雜太郡相川大工町戸長

吉田 弥吉

判

元常学院婦旦惣代

同所三十九番地

村田 彦平 ㊦

同

同所八十六番地

清水 紋平 ㊦

同

同所六十番地

高田平五郎 ㊦

右地寄附主

試補 織田 長見 ㊦

新瀉縣令 永山盛輝殿

上願書

拙納国内相川大工町織田長見癡院復旧願立之趣相違無之候間、何卒御官長御添簡御下渡相成候様仕度、依之添書を以奉願上候 以上

明治十四年七月廿八日

佐渡国教導取締

相川四丁目禅誓寺住職

本間 実順

天台宗務廳

庶務課御中

(同文各数通あり)

(十)

明治三十年

本堂再建有志連名簿

常学院 ㊦

竖帳

襲世熊野山聖王寺織田常学院本尊略縁起

夫当院に奉安鎮所の本尊わ、熊野十二所大権現トは、本地如意輪觀世音薩埵なり、金銅像鏡壹尺七寸四摂十二御正体救世大悲閻聖客围绕せり、三国伝来の所、其根本わ人皇三十一代敏達天皇の御子 聖德太子我朝ニ佛法ヲ盛大ニ弘カ タメニ天竺國ノ内摩訶陀國ト云所 アリ、其國ヨリ鏡像ヲ作ラセ、唐土ニ渡リ唐土ヨリ我カ大 日本ヘ渡来ナシタル者ナリ、故ニ三国伝来ノ鏡像ト号ス 抑モ紀州わ熊野那智山ニ至り、神ノ倉に安置せり、則チ日本第一熊野山大権現と号ス、南關浮提の補陀落山わ那智山なり、所現佛身多ト雖モ、觀音の利益わ广大ニして、弘誓大ニ深シ、現当の勝利娑婆有縁の薩埵なり、都鄙ま

たわ遠近の貴賤老若男女ニ不拘歩を運じて、末の世の衆生濟度日に増て、誠に文成正覺の如来、地よりも深シ、炎の中すら立交り給ひて、衆生の苦ニ替ラセ玉フ、六道輪轉の凡夫佛在世にもれて、恨の中の恨なり、されども濁世大悲の誓よりは、蓮華化生の望満子に、又歎の中の歎なり、三十三身春の花、利物の園に匂ヒ、普賢三昧の秋の日、感應の水ニ写シ玉フ、六十二億恒河沙の薩埵の以テ徳を、観音の利益にたくらぶるに、衆生定業モ又能ク転シ玉ワす、此の尊の悲願なり、無辺の利益わ諸の經に説き玉フカ如ク、一度詣フざる輩ハ、無始の罪障消滅シ、現ニ世間の業を満タシメ玉フ、何レの人カ歩を運バざらんや、応永元年中熊野八社の別当にて、山伏快喘ト申者、神ノ倉に秘メ置レシヲ、背負になし、諸国順拝ナシ、当国へ渡海ス、中代住居不詳、然ル処へ快長権律師ト者、天正十七年当国へ渡来ス、鶴子外山ニ住居ス、慶長三年ニハ坑内安全ノ祈念相勤メ有罷所武將織田信長公の御息女於涼君、則チ熊野比丘尼にて清音尼ト号ス者、多数なる弟子ト共ニ熊野山御幸の大絵図、又ハ觀心十界の大絵図を皆共ニ背負、諸国霊場ヲ順拝なし、快甚の跡を慕ヒ渡海ス、右將軍の類族臣々明暦元年迄凡ソ四十餘名蟄居ス、比丘尼町ト号ス、文化元年ニ大

工町へ移転仕候処、隣家より出火致し、兩三度火災に墮り、未夕本尊を奉安置処無之、此度わ信者方の注意ニヨリ本堂を再建致シ度ニ付、多少に不拘有志を希望処施主の面々一々帳簿に相記シ、朝暮神前ニ於て家内安全息災延命、年月日時災禍消除、諸願成就の祈念相勤ム可者ならんコト云に

明治三十年第三月摩訶吉祥日

新潟県下佐渡郡相川町大字大工町

天台宗教導職試補権律師 織田長見 卍

有志者

——中略——

世話人

和泉秀藏殿

追記

本資料は佐渡相川町史編纂室が収集した修験の文書である。この資料の翻刻と活字化にあたり、快く許可して下さった。資料を提供して下さったのは武蔵大学の宮本袈裟雄氏である。そして翻刻にあたっては宮古市史編纂室の岸昌一氏に協力をいただいた。記して謝意としたい。